

災害により発生したごみの受け入れについて

第3版

今回の大雨により発生したごみを受け入れます

災害により発生したごみの持ち込み方法について

受入期間：令和8年8月29日～9月30日（予定）※土日祝日も実施

※受入休止日 9月10日（木）9月17日（木）9月24日（木） ← 9/4追記

受付時間：午前の部8：30～12：00 午後の部13：30～16：00

※12：00～13：30は受付休止

受付場所：羽咋運動公園駐車場（羽咋市鶴多町地内）

1

ごみを**分別し**、
車両に積んでく
ださい。

分別方法はコチラ

- ・産業廃棄物持ち込み不可。
- ・必ず電池を抜いてください。
- ・2t車両程度までの入場可能。

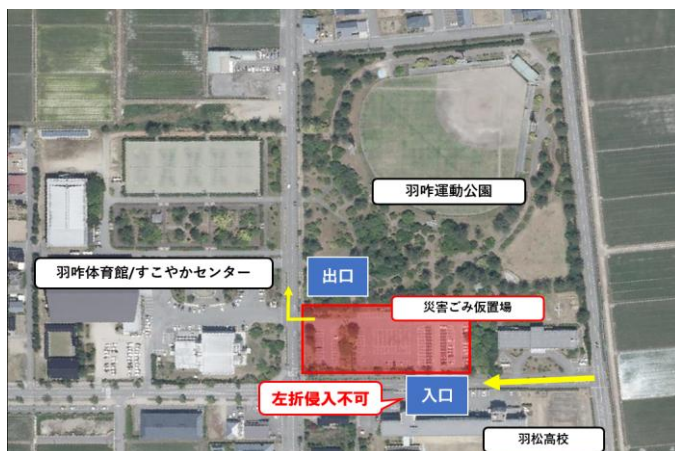
2

受付で宣誓書
を記入し、
**住所地が確認
できる身分証
明書等**を提示
してください。

3

誘導員の指示
により、
ご自身でごみ
を車両から降
ろしてください。

- ①家電 ②金属くず
- ③壁材（スレート板、石膏ボード等） ④ガラス、陶器くず
- ⑤可燃粗大ごみ（プラ又は木製家具、じゅうたん、布団等）
- ⑥コンクリート ⑦瓦 ⑧畳 ⑨土砂がれき



注意事項

- ・ガラス付きの家具等はガラスを取り外して、持ち込みしてください。
- ・家電の充電式バッテリー、暖房機器の灯油は必ず抜いて来てください。
- ・リサイクル家電（テレビ、冷蔵庫、エアコン、洗濯機、乾燥機）も出せます。※冷蔵庫内の食品など中身は必ず除いて出してください。
- ・大雨で汚れた紙類や衣類は可燃物として持ち込み可能です。なお、汚れていないものは、通常の収集日にお出しください。

持ち込みできないごみ（お持ち帰りいただきます）

- ・生ごみ
- ・資源ごみ（容器包装プラスチック、ペットボトル、紙類、水銀使用物（電池、蛍光灯）等）
- ・産業廃棄物
- ・自動車
- ・農薬/劇薬
- ・伐根
- ・オートバイ
- ・ガスボンベ

●注意事項

- ・ご自身で積み下ろしをしますので、分別を徹底してください。
- ・場内作業の安全を確保するため、2t車両程度までの入場が可能です。
- ・持ち込みされた災害ごみの状況により、配置等が変わることがあります。
- ・仮置場周辺は、交通規制があります。
- ・場内でのケガや事故、車両の損傷は責任を負いかねます。
- ・天候状況などにより、中止する場合があります。
- ・羽咋市外で発生した災害ごみの持ち込みはできません。

●場内案内図



●事業所から出たごみについて

これまで一般家庭のごみのみを対象としていましたが、中小事業者等の災害ごみの受け入れも開始します。

・搬入できるもの

大雨被害により発生したごみで、一般家庭のごみと同等のもの

・搬入できないもの

産業廃棄物、事業活動により搬出されるもの

(例：製造業の工作機械、飲食業の調理器具（大型のフライヤーなど）、
農業用機械、建築廃材など)

※上記に該当する場合でも、現場の判断により受け入れをお断りすることがあります。

お問い合わせ

羽咋市 生活安全課

TEL 0767-22-7137